

第1条 この委託業務契約に基づく委託業務の範囲及び内容は別紙仕様書、その他関係書類に定めるとおりとする。

2 乙は、甲に対して前項の業務の処理責任を負い、甲は、委託者として乙の業務遂行に必要な協力業務を負う。

第2条 この契約に基づき、甲が乙に支払う金額は、前記契約金額のとおりとする。

2 乙は、契約金額を各月の業務終了後、甲の検査を経たうえで、各月分の支払額を甲に請求し、甲は、適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができる。

3 甲の依頼により、乙が仕様書に定めるもの以外の業務等を受託処理した場合は、第2項に準じて、別途清算するものとする。

第3条 委託業務の履行にあたって、乙が必要とする機械、工具及び消耗資材は、甲の機械設備に付属する特定の部品及び工具、消耗資材を除き、すべて乙の負担とする。

第4条 乙は、委託業務の履行にあたって、甲の仕様書に従い、関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、従業員を適正に配置し、指揮監督と教育指導を行い、委託の趣旨に従い、誠実かつ善良なる管理者の注意をもってこれを処理しなければならない。

第5条 乙は、甲との連絡調整及び、乙を代理して個別依頼事項の処理、並びに委託業務の処理に従事する乙の従業員を管理し、直接指揮命令する者(以下「現場責任者」という。)を選任し、次の任にあたらせるものとする。

(1) 乙の従業員の労務管理及び作業上の指揮命令。

(2) 委託業務履行に関する甲との連絡及び調整。

(3) 甲からの仕様書に基づく委託業務の処理又は受託ならびに仕様書に定めるもの以外の個別依頼事項の処理。

(4) 乙の従業員の規律・秩序の保持、ならびにその他、委託業務の処理に関する事項。

2 甲は、委託業務履行に関する委託者としての依頼・指図等は乙の選任した現場責任者に対して行い、乙の従業員に対して直接これを行ってはならない。

3 乙は、現場責任者の氏名を書面をもって甲に通知する。これを変更した場合も同様とする。

第6条 乙は、甲の依頼に基づく委託業務の処理について、第4条に定める業務処理計画に基づき計画的に実施するが、必要に応じて甲乙協議のうえ、休日を設けることができる。また、乙は、必要に応じて甲に依頼事項の指図を求めることができ、甲は必要に応じて依頼事項の指図を行うものとする。

2 乙は、必要に応じて甲からの要求に従って日誌、報告書等の書面をもって業務の処理状況を甲に報告するものとする。

3 甲は、何時でも乙に対し委託業務の処理状況の報告を求めることができる。

4 乙が、委託業務履行上発見した甲側の依頼上の過失、または機械設備の瑕疵欠陥等があったときは、その旨を書面をもって速やかに甲に対して報告するものとする。

第7条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令、その他従業員に対する法令上の責任のすべてを負い、責任をもって労務管理し、甲に対し一切の責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、委託業務履行に従事する乙の従業員に関し、甲の所有又は占有に係る建築物、機械設備、通路等について安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害の恐れが発見されたときは、その旨直ちに申し出るものとし、甲はそれに応じて速やかに措置をとり、または乙がとることを認める。

第8条 乙は、甲に対して委託業務の処理に従事する従業員の教育指導に万全を期し、規律・秩序及び風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務処理に努め、甲の信用を維持し、甲及び甲の取引先及び関係者等に迷惑を及ぼさないものとする。

第9条 甲及び乙は、委託業務の履行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。乙は、乙の委託業務に従事する従業員についてもこれを遵守させるものとする。

第10条 乙は、委託業務の履行にあたって、乙の従業員以外の第三者を使用することができる。ただし、甲の承認を得なければならない。

第11条 甲は、委託業務に従事する乙の従業員のために、従業員控室、ロッカー、資材

置き場、電話及び用水等を乙に提供するものとする。ただし、光熱水料費その他の経費分担については、甲乙協議のうえ、これを定める。

第12条　乙の行う委託業務の処理につき瑕疵があり、または善良なる管理者の注意を欠いた不完全な処理が行われた場合、甲は、乙に対して直ちに完全な履行となるよう追完し、または同時に損害賠償の責に任ずる。ただし、乙が予見できないとき、または、甲の提供した付属品、資材の瑕疵等、乙の責に基づかない場合にはこの限りでない。

第13条　委託業務の処理中、乙の従業員を含む乙の責に帰すべき理由により、甲もしくは第三者に与えた損害に対して乙は損害賠償の責任を負う。その賠償額については、甲乙協議のうえ、これを定める。

第14条　騒擾、労働争議等の社会紛争あるいは地震、洪水等天災により、乙の契約履行が不可能、または困難となった場合、甲が被る損害について、乙はその責を負わないものとする。

2　乙は、乙の従業員の争議行為を理由として、委託業務の履行の責を免れない。

第15条　甲又は乙が、次の各号の一に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なく直ちにこの契約を解除することができる。契約が解除された場合において、乙は原状に回復し、甲又は甲の指定者に対し、委託業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障のないよう協力する義務を負う。

- (1) この委託業務契約に定める事項に違反し、または履行を怠ったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分があつたとき。
- (3) 財産上の信用に関わる差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分を受け、または競売強制執行、延滞処分等を受けたとき。
- (4) 破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがあつたとき。
- (5) 営業を停止、または清算に入ったとき。
- (6) その他、甲又は乙の責に帰すべき理由の発生により、この委託業務契約を維持しがたいとき。

第16条　甲又は乙が、前条の場合以外で契約有効期間中に、契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までにその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。ただし、契約の解除が相手方に不利な時期である場合は、その損害を賠償しなければならない。

2　契約が解除された場合は、前条本文後段の、乙の原状回復義務を適用する。

第17条　乙は、この契約条項の他に公益財団法人江東区文化コミュニティ財団契約事務規程を遵守するものとする。

第18条　この契約書の各条項もしくは別紙仕様書、その他関係書類の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書及び仕様書等に定めのない事項については、誠意をもって甲乙協議のうえ、定めるものとする。